

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月24日

和歌山県知事 殿

提出者

住所 和歌山市美園町5丁目61番

氏名 大鉄工業株式会社 和歌山支店

執行役員支店長 村田 英明

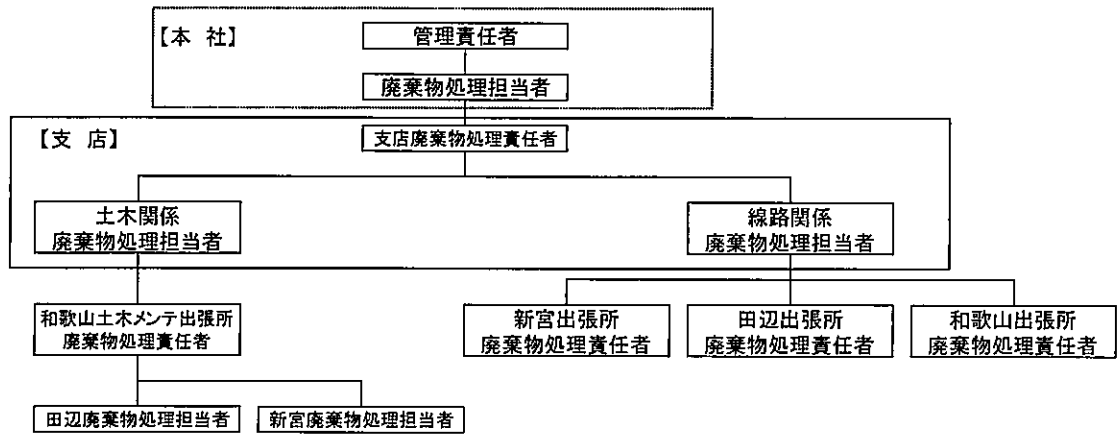
電話番号 073-432-6436

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大鉄工業株式会社 和歌山支店
事業場の所在地	和歌山市美園町5丁目61番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	6. 総合工事業
②事業の規模	元請け完成工事高 31億円
③従業員数	80名 (令和3年6月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[現場から排出] -- "収集運搬業者" --> B[収集運搬] A -- "自社運搬" --> B B --> C[中間処理] C -- "破碎" --> D[リサイクル] C -- "燃え殻" --> E[最終処分] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	5,895 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生抑制に向け、施主と施工法について検討を行ったが、工事量の受注高も多く、廃棄物や増加した廃棄物などがあり、十分な結果に至らなかった。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	3,855 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の分別保管を実施。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。(再生処理業社に委託)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	5,895 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	764 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5,895 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物適正処理チェック表を作成し、適正処理されているかの確認を行い。産業廃棄物の適正処理に向け、環境パトロールを実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	3,895 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取組みを継続する。 電子マニフェストの導入を進めるために、電子マニフェスト対応可能な運搬業者及び処理業者から選択する。</p>		
※事務処理欄			

